

別表（第3条関係）

事業種別 補助対象 事業等	地域ビジョン 策定事業	地域づくり事業		運営体制構築事業
		地域ビジョンを策定済みの協議会等	地域ビジョンを未策定の協議会等	
補助対象事業	地域の活動指針となる将来ビジョン（地域づくり活動の長期計画）を作成する事業 (1) 協議会等の構成団体や地域住民の参加のもと、策定体制を整えていること (2) 将来の「目標（課題）」と「実現（課題解決）に向けた具体的な取り組み」が示されていること (3) 大学教授や市外の先進事例を持つ地域協議会等によるアドバイスを1回以上受けたものであること	策定済みの地域ビジョンの計画に沿って実施する事業	地域の課題を地域住民が主体となって考え、問題解決や魅力発信のため、自主的に企画し取り組むソフト事業	協議会等の持続的な活動や運営を円滑に進めるためのコミュニティリーダーや事務局員等の配置を目的とした事業 協議会等との間に業務内容、業務時間、支給金額が記載された契約書等が作成されていること
補助対象経費	報償費、旅費、印刷製本費他	対象事業に直接必要な経費	対象事業に直接必要な経費 但し、物品の購入にあつては当該事業費の2/3を超えない範囲とする	対象事業に直接必要な経費
補助対象外経費	協議会等の会員に直接支払われる旅費、食糧費 用地取得や建物の新築・修繕、高額な備品の購入等のための経費			
補助限度額	20万円	150万円	50万円 但し、地域交通導入にかかる事業にあつては70万円	100万円